

配付資料一覧（令和４年度獣医事審議会第４回免許部会）

	令和４年度獣医事審議会第４回免許部会議事次第 令和４年度獣医事審議会第４回免許部会座席表 獣医事審議会免許部会委員名簿
資料 １	広告制限見直しについて（案） 参考１ 医療法における広告制限見直し状況 参考２ 認定要件確認団体の指定 参考３ 獣医療法における「診療広告」の考え方 参考４ 獣医療広告ガイドライン（骨子案）
資料 ２	獣医療広告制限見直しのスケジュール

令和 4 年度獣医事審議会第 4 回免許部会議事次第

I 日 時 令和 5 年 3 月 17 日（金） 13 時 30 分～15 時 30 分

II 場 所 三番町共用会議所大会議室（東京都千代田区九段南 2 丁目 1 番 5 号）

III 議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 配付資料確認

4. 議 事

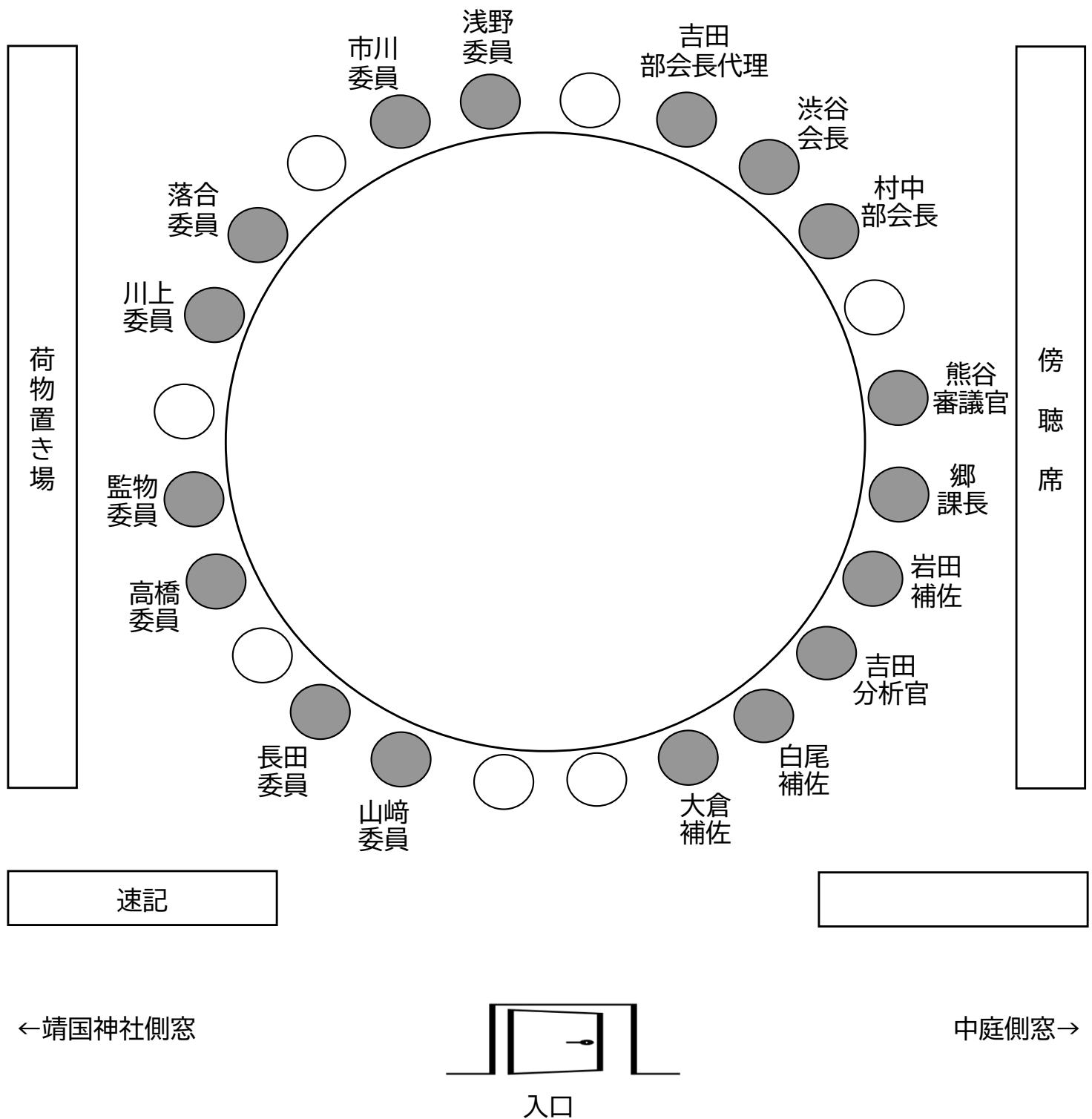
- （1）獣医療法第 17 条及び獣医療法施行規則第 24 条における広告制限について
（広告制限の見直しについて取りまとめ）
- （2）その他

5. 閉 会

令和5年3月17日(金)
13:30~15:30

令和4年度獣医事審議会第4回免許部会座席表

於：三番町共用会議所
大会議室



獣医事審議会 免許部会 委員名簿

令和4年9月1日現在

(敬称略 50音順)

	あさの 浅野	あきこ 明子	高木國雄法律事務所 弁護士
	いちかわ 市川	よういちろう 陽一朗	公益社団法人千葉県獣医師会 会長
	おちあい 落合	よしつぐ 由嗣	日本獣医生命科学大学獣医学部 教授
	かわかみ 川上	じゅんこ 純子	全国家畜衛生職員会副会長（茨城県県南家畜保健衛生所所長）
	けんもつ 監物	な み 南美	女子栄養大学出版部
☆	しがたに 渋谷	まこと 淳	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 教授
	たかはし 高橋	のぶ お 信雄	アニマルクリニックたかはし院長
	ながた 長田	み き 三紀	元全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
◎	むらなか 村中	しろう 志朗	公益社団法人日本獣医師会 副会長
	やまざき 山崎	けいこ 恵子	一般社団法人アニマル・リテラシー総研 代表理事
○	よしだ 吉田	ひでやす 秀康	阿部・吉田・三瓶法律会計事務所 弁護士

☆審議会長 ◎部会長 ○部会長代理

広告制限見直しについて（案）

1 広告制限見直しの基本的な考え方

- （１）獣医療に関する広告については、獣医療の受け手である飼育者の利用者保護の観点から、獣医療法、獣医療法施行規則により厳しく制限されてきた。
- （２）その後、獣医療サービスの高度化、専門化が急速に進むとともに、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化しており、飼育者が診療内容を正しく理解し、治療方法等の選択を適切にできるよう、見直す必要がある。
- （３）このため、医療法において広告可能な「客観的で正確な情報」については、獣医療においても飼育者が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるよう広告制限の見直しを実施する。

2 広告可能な獣医師の専門性の考え方

- （１）専門性に係る名称は、獣医師関係団体が中心となって設定し、飼育者が診療施設を選択するに当たって混乱しないようにすることが望ましい。
- （２）獣医師関係団体が中心となって行う専門性認定の取組が始まっていることから、「研修・講習」「実務歴」「試験」「認定更新」などの要件を備えた専門性認定要件とすることが望ましい。
- （３）さらに、各団体が専門性認定要件を独自に設定していることから、公平を期すことや専門性認定の質を担保するため、認定要件確認団体による確認を受けた各団体の名称を広告可能とすることが望ましい。
- （４）認定要件確認団体は、国が指定基準を定め、指定の際は獣医事審議会の意見を聴くことが望ましい。

3 獣医療における診療広告の考え方

- （１）一般的な診療については、表示可能とする場合、診療費用のみを表示するのではなく、人の医療の自由診療と同様に①診療施設届出時の問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③治療等に係る主なりスク、副作用等の事項を表示することが望ましい。
- （２）高度な診療行為については、必要な獣医療サービスを正しく選択するため、①診療施設届出時の問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、

③診療費用、④治療等に係る主なリスク、副作用等の事項を表示することが望ましい。

4 診療施設ウェブサイトの考え方

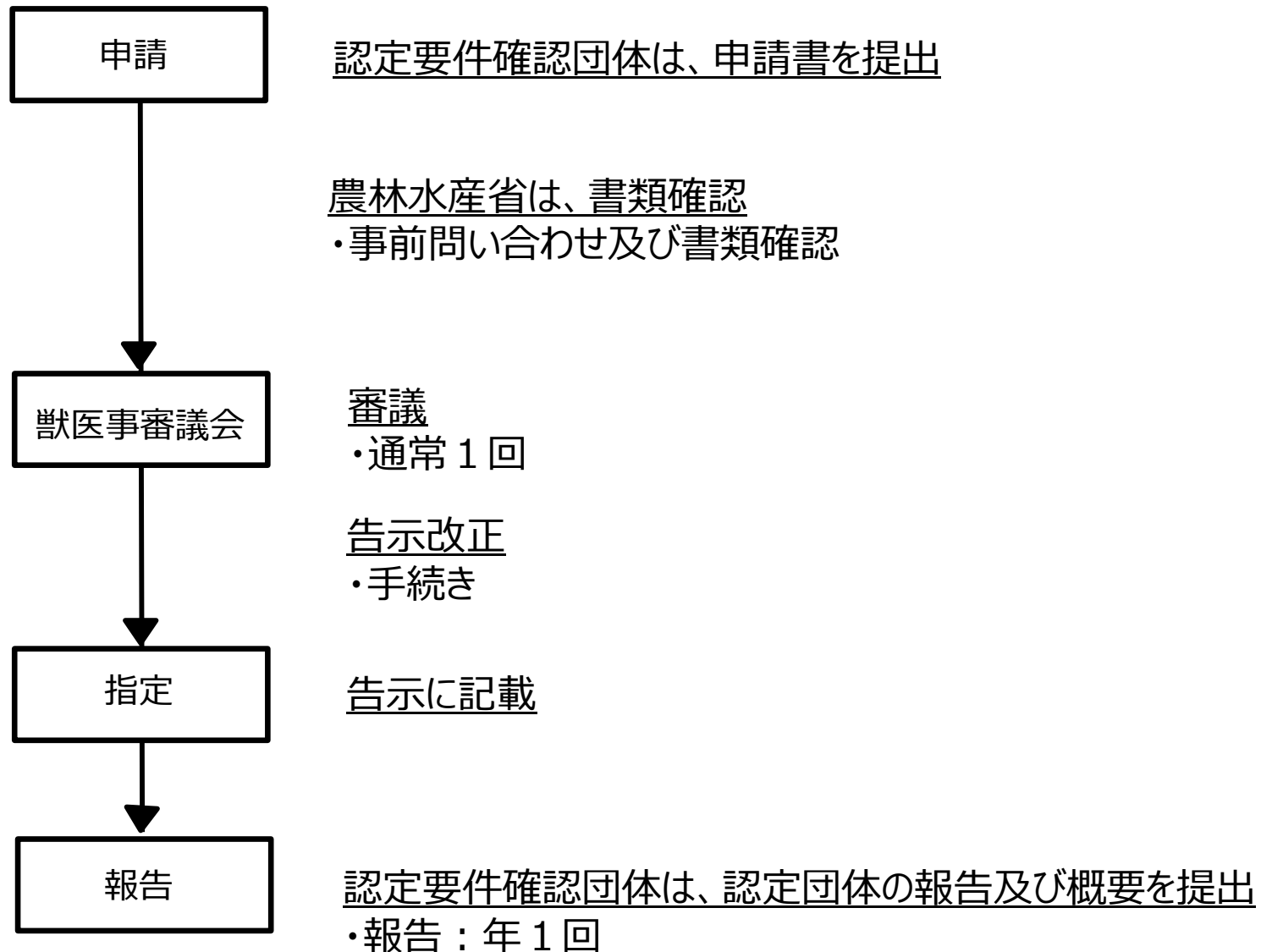
- (1) 飼育者への適切な情報提供として一定の管理を行っていくことが重要であることから、引き続きガイドラインにより獣医師及び関係団体の自主的な取組強化を求めていくことが適当である。
- (2) その際、診療施設ウェブサイトの範囲について明確化することや診療施設のウェブサイトの記載内容について監視する体制を検討することが望ましい。

獣医療広告制限見直しスケジュール

月	内容
令和4年7月	・ 獣医事審議会に獣医療広告制限の見直しについて諮問 （「飼育者等が必要とする獣医療広告の制限すべき広告事項について」（諮問）（7/8））
令和4年9月～	・ 獣医事審議会で見直し議論開始を報告（9/1） ・ 獣医事審議会免許部会 議論1回目（9/20） 議論2回目（12/13）
	議論3回目（令和5年 3/17）
令和5年3月	・ 獣医事審議会から答申
令和5年4月～ 令和5年9月	・ 獣医療法施行規則の改正手続き ・ 獣医療広告ガイドライン改訂手続き ・ 獣医事審議会に獣医療法施行規則の改正内容について報告
令和5年10月頃	・ 獣医療法施行規則の一部改正（公布・施行） ・ 改正獣医療広告ガイドラインの公表

医療法における広告制限見直し状況（獣医療法と医療法～主な広告制限対照表～）

	医療法								獣医師法	獣医療法		
項目	施行年	改正年						備考	施行年	施行年	改正年	備考
	S23	H5	H10	H13	H14	H19	H20		S24	H4	H20	
診療科名	○（法）	○（法） （⇒政令、省令へ）	-	-	-	-	○ （政令、省令）	・H5に内容は政令に改めた ・H20に身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改めた	○（法）	○（法）	-	・具体例はガイドラインに記載
学位、称号 （獣医師（医師）であること）	○（法）	-	-	-	-	-	-		○（法）	○（法）	-	
獣医師（医師）の略歴 （勤務施設、期間）	×	×	×	○（告）	-	-	-	・客観的事実の場合は可能。 ・専門医、認定医は略歴に含まない。 ・「研修」については、不可	×	×	×	
獣医師（医師）の略歴 （学会等の会員）	×	×	×	×	×	×	-	・学会の役員については、一連の略歴として記載は可能。	×	×	○（省令）	・獣医関連学会の会員であること
専門性資格 （専門医、認定医、専門医療従事者）	×	×	×	×	○（告）	-	-	・一定の要件をみたした団体等は可能。 ⇒R3から（一社）日本専門医機構の専門性に関する認定を受けた旨。	×	×	×	
診療内容 （自由診療）	×	×	×	×	×	○（告）	-	・標準的な費用を併記で広告可能 ・公的医療保険が適用されないことが条件	×	△（省令） ※1	△（省令） ※2	・（※1）体内受精卵の採取 ・（※2）避妊去勢手術、フィラリア症予防 ・費用の併記は不可。
予防注射	×	×	×	○（告）	-	-	-		×	×	○（省令）	
健康診断	×	○（告）	-	-	-	-	-		×	×	○（省令）	
治験	×	×	×	○（告）	-	-	-		×	×	×	
診療費用	×	×	×	×	×	○（告）	-	・自由診療において、標準的な費用の併記する場合に限り可能。	×	×	×	
「診療内容（保検診療）」、「手術件数」、「分娩件数」、「患者数」、「平均在院日数」及び「病床利用率」	×	×	×	×	○（告）	-	-		×	×	×	・獣医療で「保検診療」はない。
治療結果分析の有無やその結果の提供の有無	×	×	×	×	×	○（告）	-		×	×	×	
技能、療法又は経歴に関わらない事項 （診療施設の名称、住所、電話番号、勤務医氏名、診療日、入院施設の有無等）	○ （法）	○ （法、告）	○ （法、告）	○ （法、告）	-	○ （法、告）	-		-	-	-	・広告可能として整理
虚偽・比較優良・誇大など	S24（法）：虚偽内容の禁止 H5（省令）⇒H29（法）：比較優良・誇大内容の禁止 H19（省令）⇒H29（法）：客観的事実ができない内容・公序良俗に反する内容の禁止 H30（省令）：体験談、治療前後の写真の禁止								H20（省令）：比較優良・誇大内容・費用併記の禁止			
広告媒体	H19（ガイドライン）：広告の定義を規定 H24（ガイドライン）：医療機関ホームページガイドライン作成 H30（法）：ウェブサイト等も広告規制対応 ＊ただし、患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要があるため、限定解除要件あり。								H20（ガイドライン）：広告の定義を規定			



認定・専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組み

(公社) 日本獣医師会
作成資料_一部改変

農 林 水 産 省

認定要件確認団体
として申請

獣医事審議会の意見を聴いて
認定要件確認団体として指定

公益社団法人日本獣医師会
認定・専門獣医師協議会【新設】

研修プログラムの
評価・認定申請

研修プログラムの
評価・認定

登録の
報告

専門獣医師の認定と認定登録証の発行

登録情報の
管理及び
公表

専門分野別研修プログラム実施機関

・ 日本獣医師会

・ 日本獣医学会
・ 任意の学会
・ 獣医学系大学
・ 関係団体

既存の学会
活動との連携

専門獣医師認定（更新）申請

専門獣医師認定
（更新）申請
登録と認定登
録証の発行

研修プログラムの
受講申請及び受講、
認定試験の受験

研修受講者の認定、
研修プログラムの実施、
修了認定 ※1、※2

獣 医 師

※1：臨床診療技術に関する研修項目は、獣医学系大学の診療施設、
農林水産大臣の指定する卒後臨床研修施設等で実施。

※2：学会・研修会等への参加実績管理は獣医師生涯研修システムを活用。

【公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会】

令和3年9月10日設立

○構成

- ①日本獣医師会、日本獣医学会、任意の学会等で構成

○役割

- ①専門獣医師認定を行う専門分野の検討及び指定
- ②専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理
- ③専門獣医師の認定登録及び管理（更新手続含）

○その他

- ①事務局：公益社団法人日本獣医師会

○準備・検討事項

- ①専門獣医師認定を行う専門分野
- ②専門分野別研修プログラムの募集・評価・認定のあり方
- ③制度の周知・広報

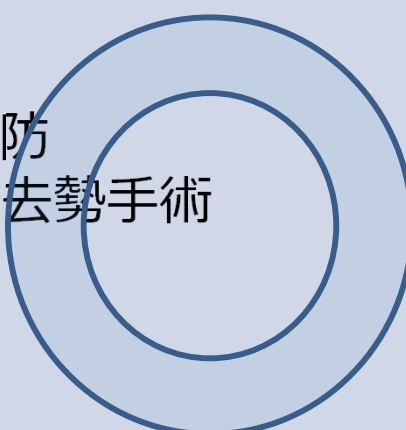
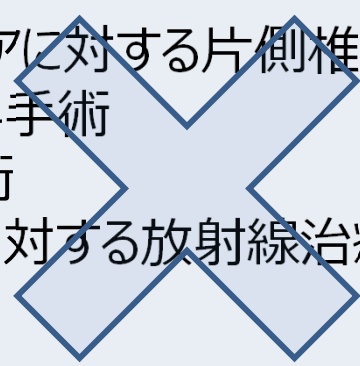
【検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第17条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師であることを広告可とすること。
- 令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（令和2年5月）」において、「獣医師会が中心となって、獣医師の専門性を認定する仕組みの構築及び獣医療広告のあり方について検討を進める。」と規定。

獣医療法における「診療広告」の考え方

令和5年3月17日
獣医事審議会第4回免許部会

参考3

	技能・診療	今後の考え方
一般的な診療行為	○ワクチン接種 ○健康診断 ○フィラリア症予防 ○犬猫の避妊・去勢手術 追加予定項目 ○ノミ・ダニなど 寄生虫予防 ○マイクロチップの装着 	診療費用併記は不可 ↓ 下記を併せて記載することで 広告可能 ①診療施設届け出時の問い合わせ先②治療等の内容③費用④主なリスク、副作用
高度な診療行為	上記に当てはまらない「技能・療法」 例えば、 ○椎間板ヘルニアに対する片側椎弓切除術 ○白内障の眼科手術 ○脳腫瘍摘出術 ○悪性黒色腫に対する放射線治療 など 	広告不可 ↓ 下記を併せて記載することで 広告可能 ①診療施設届け出時の問い合わせ先②治療等の内容③費用④主なリスク、副作用

■ 犬の避妊手術について ■



当院では、ご希望の方に犬の避妊手術を実施しております。

手術内容

メスの卵巣もしくは卵巣と子宮を取り除き、
生殖能力をなくします。

メリット： **望まない妊娠を避け、発情期ストレスを軽減**できます。

※麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。
術後に何かあれば、下記連絡先まで連絡の上、ご来院ください

診療の流れ

治療期間： 7 ～ 10 日（抜糸含む）
治療回数： 2 回（抜糸含む）

事前検査

血液検
査……

手術

……
……

入院

……
……

抜糸

……
……

診療にかかる費用

総額 〇〇～〇〇円
目安 〇〇円

事前検査代金： 〇〇～〇〇円
手術代金（麻酔含む）： 〇〇円
入院代金： 〇〇円
抜糸代金： 〇〇円

▲▲ 動物病院

(内科、外科)

〇〇学会認定外科専門医

電話： 0120-〇〇〇-〇〇〇
(提携病院連絡先： 〇〇-〇〇)
住所： 東京都〇〇区〇〇〇〇
www.〇〇〇〇〇〇.〇〇.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間： 9:00～18:00

【主なリスク、副作用】

治療における主なリスク、副
作用等を十分に記載する

【治療等の内容】

(通常必要とされる治療)
治療等の内容を適切かつ十
分に記載する

【費用】

標準的な費用または最低金
額から最高金額を記載する

【治療等の内容】

(治療期間及び回数)
通常必要とされる治療期間
及び回数を記載する

【費用】

別途発生する費用や内訳を
記載する

【診療施設届け出時の問い 合わせ先】

内容についての問い合わせや
容易に照会が可能な連絡
先を記載する

獣医療広告ガイドライン（骨子案）

第1 獣医療広告制限の趣旨

- 1 獣医療法施行規則の一部改正について
- 2 基本的な考え方
- 3 他の法律における規制との関係

第2 広告制限の対象範囲

- 1 広告の定義
- 2 実質的に広告と判断されるもの
- 3 暗示的又は間接的な表現の取扱い
- 4 広告に該当する媒体の具体例
- 5 通常、獣医療広告とは見なされないものの具体例
- 6 獣医療広告制限の対象者

第3 禁止される広告について

- 1 禁止の対象となる広告の内容

第4 広告可能な事項について

- 1 獣医療広告として広告可能な範囲
- 2 広告可能な事項の表現方法について
- 3 広告可能な事項の具体的な内容
- 4 技能・診療又は経歴に関する内容に該当しない事項

第5 相談・指導等の方法について

- 1 苦情相談窓口の明確化
- 2 関係団体、消費者行政機関等との連携
- 3 景表法等の他法令への対応
- 4 広告指導の体制及び手順

第6 診療施設ウェブサイトの記載内容について

- 1 基本的な考え方
- 2 対象
- 3 ウェブサイトに記載すべき事項
- 4 ウェブサイトに記載してはいけない事項
- 5 監視指導体制の整備